



令和5年11月21日
福島県農林事務所

令和5年度食品表示法研修会を開催します

福島県農林事務所では、事業者の方を対象に食品表示法についての理解を深めていただくため、「令和5年度食品表示法研修会」を開催しますのでお知らせします。

食品の表示については食品表示法に定めがあり具体的な表示ルールが食品表示基準で規定されています。

食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者（食品関連事業者等）は、この基準を遵守することが義務づけられています。

これらを踏まえ、食品表示法の概要や主な変更点などを研修メニューとして用意しています。

1 日時及び場所

- (1) 日時：令和5年11月29日（水） 13：30～15：30
- (2) 場所：須賀川市市民交流センターtette ルーム4-2（須賀川市中町4-1）

2 研修内容

- (1) 品質事項について（原材料名・産地表示など）
- (2) 衛生事項について（アレルギー・賞味期限など）
- (3) 保健事項について（栄養表示・機能性表示食品など）
- (4) その他

3 対象者

農産物の加工グループや簡易な加工を行う個人の方、直売所関係者等

4 その他（食品表示法についての経緯）

食品表示法は、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、平成27年に施行されました。平成29年には食品表示基準が改正され、経過措置期間が令和4年3月末に終了し、すべての加工食品に対する原料原産地表示が義務づけられています。

【問合せ先】

福島県農林事務所 企画部長 佐藤 宏光
〒963-8540 郡山市麓山1-1-1
電話 024-935-1300（直通）